

令和8年度 大津市結婚新生活支援事業補助金 チェックリスト

※補助金申請の際にこのチェックリストもご提出ください。

郵便番号 〒520-	申請者氏名
大津市	配偶者氏名
電話番号 - -	メールアドレス (申請者 / 配偶者)

◎補助対象者チェック

<input type="checkbox"/>	婚姻届の提出・受理日が令和8年1月1日から令和9年2月28日までの期間である。
<input type="checkbox"/>	住民票の住所が大津市で、その住所に夫婦が同居している。(申請日時点)
<input type="checkbox"/>	婚姻日までに取得(購入)をした住居の場合、婚姻日1年以内に住居に係る契約を締結した。
<input type="checkbox"/>	住居の取得(又は賃借)に要する費用のうち、申請年度の4月1日から申請日までに支払った費用がある。
<input type="checkbox"/>	婚姻日において夫婦ともに39歳以下
<input type="checkbox"/>	令和7年の夫婦の所得合計が500万円未満(※貸与型奨学金の返還がある場合は夫婦の合計所得から令和7年の返還額を差し引いた額が500万円未満)
<input type="checkbox"/>	夫婦ともに市税の滞納が無い。
<input type="checkbox"/>	婚姻日から起算して3年以上継続して大津市に居住する意思がある。
<input type="checkbox"/>	夫婦ともに、暴力団員でない。
<input type="checkbox"/>	夫婦ともに、ほかの補助金(生活保護の住宅扶助、子育てエコホーム支援事業補助金、みらいエコ住宅2026事業補助金、しがZEH新築支援事業費補助等)の交付を受けていない。
<input type="checkbox"/>	申請時点において、夫婦ともに結婚・妊娠・子育て等に関する講座等を受講又は実施している。

◎必要書類チェック ※住宅取得または賃貸借に係る契約書類、振込先口座確認書類等の写しは、ご自身で準備して提出してください。

<input type="checkbox"/>	チェックリスト(この用紙)
<input type="checkbox"/>	大津市結婚新生活支援事業補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)
<input type="checkbox"/>	婚姻を証明する書類(婚姻届受理証明書 又は 婚姻後の戸籍謄本)
<input type="checkbox"/>	世帯全員の住民票の写し ※続柄記載有り・本籍記載無し・個人番号(マイナンバー)記載無し
夫 妻 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	申請者及びその配偶者の完納証明書及び直近の課税証明書(令和8年度) ※課税証明書は令和8年1月1日時点の住所地の自治体で取得できます。直近の課税証明書(令和8年度)を提出してください。 ※専業主婦(夫)等、所得が無い場合も提出が必要です。(×源泉徴収票、×市・県民税の特別徴収税額の決定通知書)
<input type="checkbox"/> or <input type="checkbox"/>	【取得(購入)の場合】⇒ 住居の売買契約書、工事請負契約書等の写し 【賃借の場合】⇒ 住居の賃貸借契約書写し ※婚姻日前1年以内に住居の取得に係る契約を締結したものに限ります。
<input type="checkbox"/>	住居購入または賃借に係る費用でR8.4.1以降から申請時点までの間に支払ったことが確認できる書類の写し(領収書の写し等) ※住居取得費、賃借の敷金、礼金、仲介手数料、家賃、共益費について、支払ったことを証する書類(支払者、支払名目、支払日、支払先、金額が分かる書類)の写しが必要です。 →1種類の書類で確認できない場合は、複数の書類の写しを提出してください。(例:通帳の写し+領収書の写し) ※住居の購入に当たり、住宅販売会社と金融機関が提携して提供する「提携ローン」を利用された場合は、申請者又はその配偶者に所有権があることを証明する資料が必要です。(例:建物の登記事項証明書)。
<input type="checkbox"/>	振込先口座を確認できる書類(申請者名義の通帳の表紙裏またはキャッシュカードの写し、口座情報の画面印刷)
<input type="checkbox"/>	本事業に関するアンケート

※全ての書類において、黒ボールペンでご記入ください。

○ 該当する場合のみ提出が必要な書類

該当 します・しません	住宅手当支給証明書(様式第2号)	勤務先から住宅手当の支給を受けている場合 ※記入例を参考にしてください。
該当 します・しません	貸与型奨学金の返還額がわかる書類 (申請者ご自身で写しをご準備ください。)	【下記すべてに当てはまる場合のみ提出】 ・令和7年の夫婦の所得合計が500万円以上である。 ・貸与型奨学金の返還を行っており、申請者及びその配偶者の所得を合算した金額から令和7年1月から12月までの返還額を引くと500万円未満になる。

☆ 提出前チェック

<input type="checkbox"/>	申請書兼請求書に押印がある。(書類の記載内容を訂正した場合は訂正印の押印がある。)
<input type="checkbox"/>	交付書兼請求書の『6 事業内訳』の内容は、※R8年4月1日以降に支払い済みの費用である。 ※賃借住宅の家賃・共益費については同居日以降に支払い済みの費用